

西東京市  
第二次地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

---

平成 23 年 3 月

西東京市



## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の経緯</b> .....	<b>1</b>
第1節	地球温暖化をめぐる状況に関する最新動向.....	1
第2節	西東京市における実行計画.....	4
<b>第2章</b>	<b>これまでの計画（一次計画）における目標達成状況</b> .....	<b>5</b>
第1節	温室効果ガスの総排出量.....	5
第2節	事務及び事業における削減目標の達成状況.....	6
第1項	対象施設の分類.....	6
第2項	基準施設における温室効果ガスの排出量.....	7
<b>第3章</b>	<b>新しい計画（二次計画）の基本的事項</b> .....	<b>8</b>
第1節	計画の目的.....	8
第2節	計画の期間.....	8
第3節	対象の範囲.....	9
<b>第4章</b>	<b>計画の目標</b> .....	<b>10</b>
第1節	温室効果ガスの総排出量に関する目標.....	10
第1項	削減目標の考え方.....	10
第2項	平成21年度排出量の再算定.....	10
第3項	単純見通し増減量の推計.....	12
第4項	基準排出量及び削減目標.....	12
<b>第5章</b>	<b>取組の体系</b> .....	<b>14</b>
第1節	省エネルギー対策の推進.....	14
第2節	特定フロンの排出量削減.....	16
第3節	省資源・リサイクルの推進.....	16
第4節	環境負荷の低減に資する物品等の調達.....	17
<b>第6章</b>	<b>計画の推進と点検・評価及び計画の見直し</b> .....	<b>18</b>
第1節	計画の推進と点検・評価.....	18
第1項	推進体制.....	18
第2項	点検・評価体制.....	19
第3項	点検・評価結果の公表.....	19
第2節	職員に対する研修等.....	20



# 第1章 計画策定の経緯

## 第1節 地球温暖化をめぐる状況に関する最新動向

「気温気候変動監視レポート 2009 (気象庁)」によると、世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら、長期的には 100 年あたり 0.68 (統計期間：1891～2009 年) の割合で上昇しています (図1)。これは、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響に、数年～数十年程度で繰り返される自然変動が重なっているものと考えられます。また、気温の上昇傾向について、「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」第 4 次評価報告書では、20 世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。

日本の平均気温は 1898 年以降 100 年あたり約 1.13 の割合で上昇しています (図1)。特に、1990 年代以降、高温となる年が頻繁にあらわれています。気温の上昇に伴って、熱帯夜や猛暑日の日数は増え、冬日の日数は減っています。

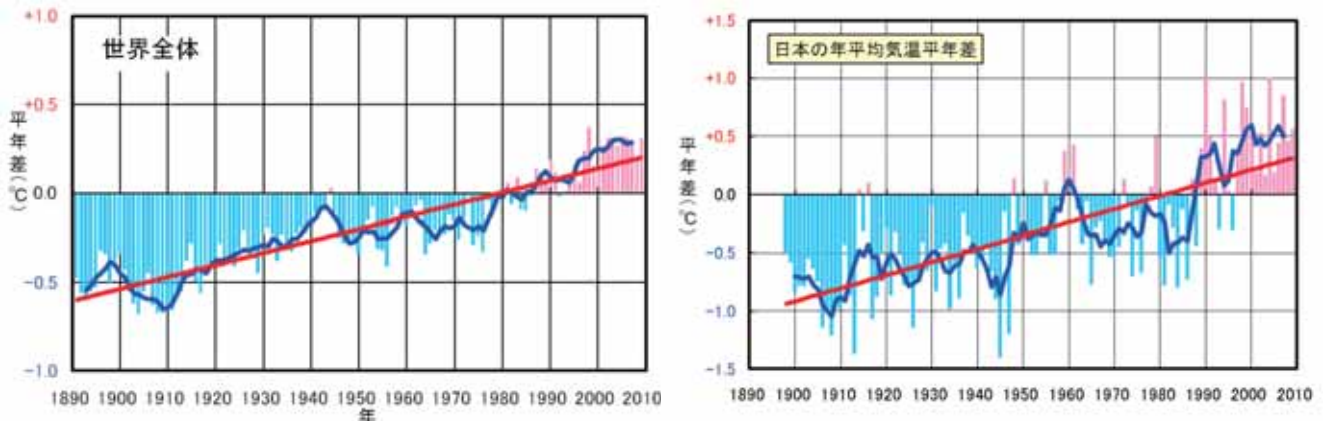


図1 全世界と日本における年平均気温の変化 (全世界：1898～2009 年、日本：1898～2009 年)

出典：気候変動監視レポート 2009、気象庁

気候変動に関する政府間パネル：1988 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された国際的な専門家をつくる政府間機構。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

日本の温室効果ガス排出量は、2008年の段階で基準年である1990年よりも1.6%上回っており、国際的な約束を達成するためには、より一層の厳しい取り組みが求められます(図2)。また、京都議定書削減約束を達成するために、森林吸収源対策で3.8%、京都メカニズムで1.6%の削減を目標としています。

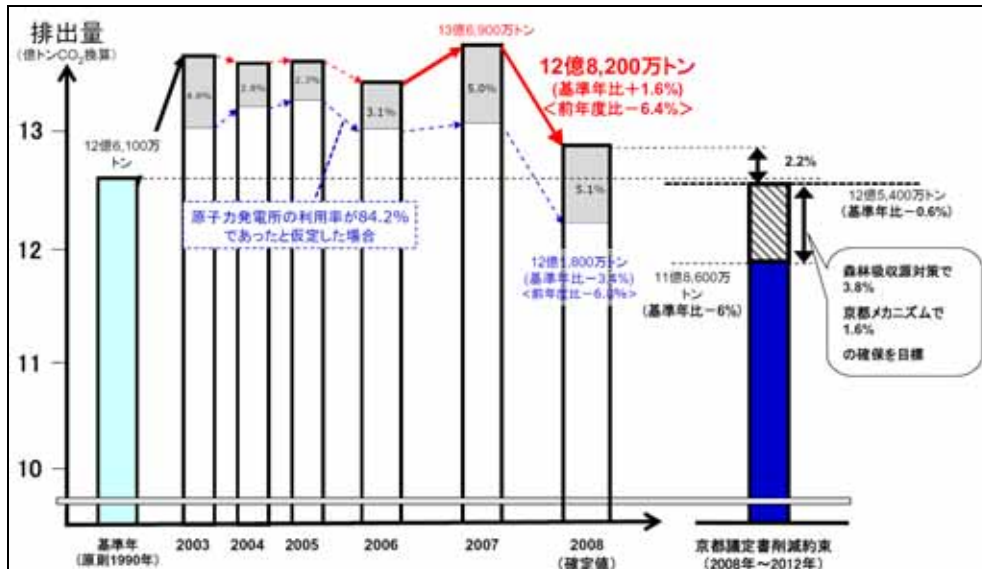


図2 日本における温室効果ガス排出量の変化(1990~2008年)

出典：温室効果ガスインベントリオフィス「日本の1990~2008年度の温室効果ガス排出量データ」

地球温暖化がこのまま進行していけば、我が国でも、水不足、水質汚染、熱波などによるコメや野菜、魚といった農林漁業への影響が食卓を直撃したり、身近な動植物の生態系が変わったり、熱帯性疫病、感染症媒介生物による健康被害の増加、局地的な自然災害がさらに頻発したりするなど、私たちの暮らしそのものが悪化することが懸念され、かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐことができません。

1992年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)」では、その究極の目標として、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を掲げ、この水準が、「生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべき」としています。現在、この究極の目標の達成に向けて、1997年12月に同条約の「第3回締約国会議(COP3)」で締結された

京都メカニズム：京都議定書において導入された、国際的に協調して数値目標を達成するための制度。1) 国際排出量取引(International Emissions Trading) 2) 共同実施(JI: Joint Implementation) 3) クリーン開発メカニズム(CDM: Clean Development Mechanism)の3種類がある。

気候変動に関する国際連合枠組条約：地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため1992年5月に採択され、1994年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

京都議定書」に基づく温室効果ガスの排出の削減が進められています。2010年12月に開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）では、京都議定書延長の議論は先送りになったものの、各国は議長国メキシコが提示した法的拘束力を持たない削減枠組みの原則案に合意しています。

日本の中期（2020年～2030年）的なCO<sub>2</sub>の削減目標としては、2009年9月にニューヨークで開かれた気候変動首脳会合において、鳩山首相が「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとする温室効果ガスを2020年までに1992年比で25%削減する」と述べました。この削減目標は、従来の中期目標（同年6月発表）「2020年までに2005年比で15%削減（1990年比に換算すると8%削減）」と比較して大きな削減目標となっています。

日本の長期（2050年）的なCO<sub>2</sub>排出量の削減目標については、地球環境研究総合推進費による戦略的研究プロジェクトである「脱温暖化2050プロジェクト」で検討が行われ、検討結果（2008年7月）として、「一人あたり排出量の大きい先進国は排出量の大幅な削減が求められている」こと、「日本は2050年までに1990年比で60～80%の二酸化炭素排出量の削減が必要である」ことが示され、日本のCO<sub>2</sub>排出量を1990年比で70%削減する可能性とそのコスト等について検討されています。

また、2009年7月に開催された主要8ヶ国首脳会議（G8ラクイラ・サミット）において、「2050年までに温室効果ガスを世界全体で50%、先進国全体で80%削減する（基準年は未定）」という長期目標が採択されています。

こうしたことを踏まえ、日本では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」と呼びます）が1998年10月に公布、1999年4月に施行され、2008年6月に最新の改正が行われています。この地球温暖化対策推進法により、国民、事業者、行政といった各主体の責務が明らかになり、地方公共団体については、「温室効果ガスの抑制のための実行計画」の策定と計画の実施状況の公表が義務付けられました。また、2005年6月には、京都議定書の発効を受けて地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地方公共団体は、国の定める「京都議定書目標達成計画」を勘案して、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策を実施することが求められるようになりました。

---

気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約の京都議定書：先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005年2月に発効。米国は批准していない。

地球温暖化対策推進法：地球温暖化対策を推進するための法律。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めたもの。

## 第2節 西東京市における実行計画

地方公共団体においても京都議定書目標達成計画に即して、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する地方公共団体実行計画の策定が「地球温暖化対策の推進に関する法律（最終改正：平成 20 年 6 月）」第 20 条の 3 によって定められています。

これに基づき、西東京市では西東京市地球温暖化対策実行計画の第一次実行計画（以下、「一次計画」と呼びます）を平成 16 年に策定（平成 19 年に見直し）し、計画期間を平成 17 年度から平成 22 年までの 6 年間としています。

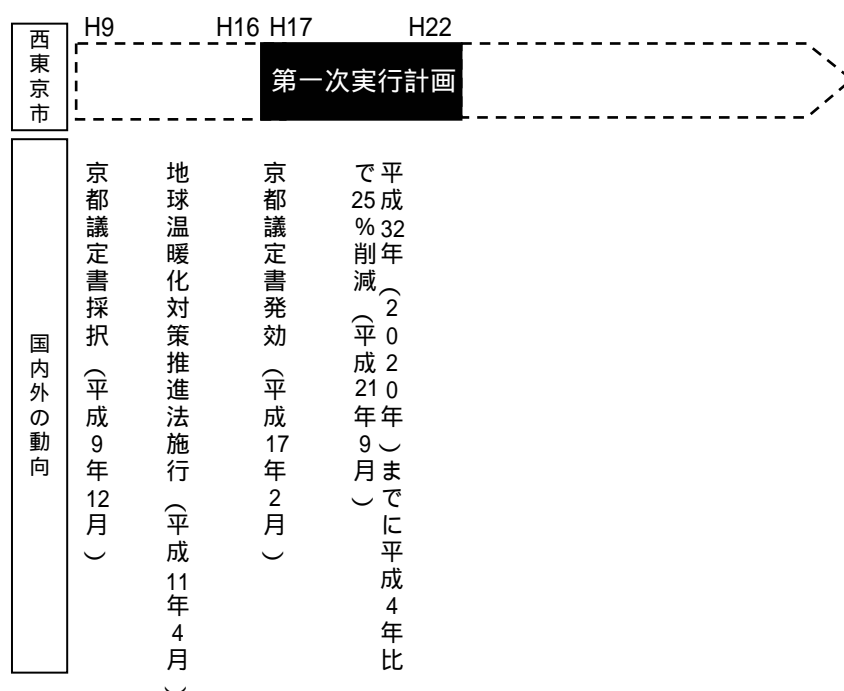


図3 西東京市の第一次実行計画と国内外の動向



## 第2章 これまでの計画（一次計画）における 目標達成状況

### 第1節 温室効果ガスの総排出量

一次計画の対象排出量について、平成 14 年度から平成 21 年度まで市が行った事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量（施設排出量・車両排出量を含む）を示します。ここでは、実施状況を評価するために、排出係数 については一次計画の値を用いています（このため、本計画第 4 章における排出量とは一致しません）。

温室効果ガスの総排出量に係る一次計画の計画目標は以下のとおりです。

#### 第一次実行計画の削減目標

平成 22 年度の総排出量を平成 14 年度比で 8.92%削減

平成 21 年度の市の温室効果ガスの総排出量は 8,490t と、平成 14 年度値（9,644t）と比べて 12.0%削減しており、削減目標は達成されています。

表1 温室効果ガス総排出量の現況値と推移（t-CO<sub>2</sub>）

集計年度	総排出量	基準年度 （平成 14 年度）比
平成 14 年度	9,644	-
平成 15 年度	10,000	3.7%増
平成 16 年度	10,699	10.9%増
平成 17 年度	8,481	12.1%減
平成 18 年度	8,469	12.2%減
平成 19 年度	8,802	8.7%減
平成 20 年度	7,721	19.9%減
平成 21 年度	8,490	12.0%減

ただし、排出量の大きい施設であった保谷町及び栄町の各浄水場が一次計画期間中に東京都に移管されるなど、西東京市の排出量の増減に大きく関わる施設の移管・廃止等が確認されています。

排出係数：単位エネルギー消費量当たりの CO<sub>2</sub> 排出量を表す値で、エネルギー源の種類ごとに異なる。排出係数の見直しは、平成 14 年、平成 18 年、平成 22 年に行われており、一次計画と二次計画で使用する排出係数が異なるため排出量が一致しない。

前述したとおり、一次計画期間中に施設の新設・増改築又は民間委託等が実施されており、これらを含めると西東京市の排出量は基準年度から大きな増減が発生しています。

しかし、温室効果ガス排出削減の努力や対策の実施に着目して考察・評価を行うには、これらの要因による増減を取り除く必要があります。

そこで、ここでは一次計画に準じ、事務及び事業の実態に合わせた削減目標の達成状況を評価しています。

## 第2節 事務及び事業における削減目標の達成状況

### 第1項 対象施設の分類

一次計画において評価の対象外とした施設は、市の直営でない事務及び事業です。また、市の施設内に民間事業者等の対象外の組織がある場合は、その事務及び事業は対象外となります。ただし、エネルギー使用量等を市の事務及び事業分とそれ以外に分離することが困難な場合には、これを評価対象として含めるものとします。

施設については、基準年度（平成14年度）から平成22年度の間の実在有無や、同期間の施設の移管または廃止を考慮し、基準施設・特定施設・除外施設に分類し（図4）そのうち基準施設を評価対象として削減目標の達成評価を行っています。一次計画における基準施設の計画目標を以下のように設定しています。

#### 第一次実行計画における基準施設の計画目標

平成22年度の基準施設の総排出量を平成14年度比で11.4%削減

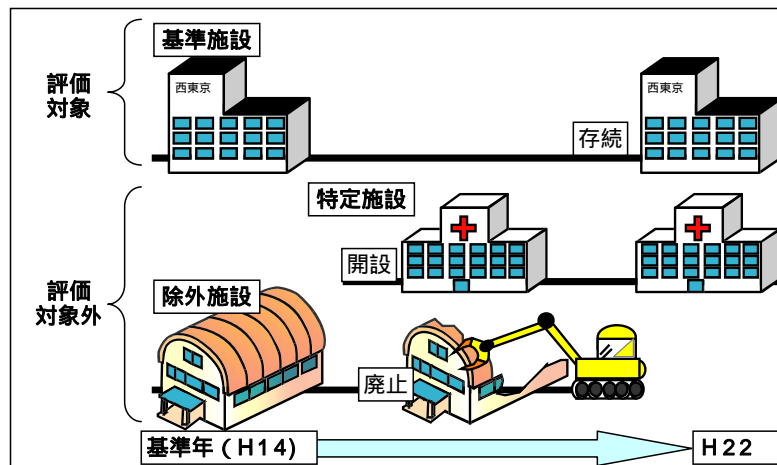


図4 対象施設の分類

基準施設：基準年度に存在（通年稼働）する施設で、平成20年度から平成22年度の間に移管又は廃止が予定されていない施設。

特定施設：基準年度の翌年度から平成19年度までの間に開設した施設（基準年度に通年稼働していない施設を含む）及び平成20年度以降に開設した施設。平成20年度以降に廃止・移管された施設。

除外施設：基準年度以降から平成19年度までの間に移管・廃止された施設及び定額契約等温室効果ガスの排出抑制等の措置ができない施設。

## 第2項 基準施設における温室効果ガスの排出量

一次計画における基準施設の温室効果ガス排出量の目標達成状況を表2に示します。なお、本計画目標は平成18年度に一度達成状況が評価されており、その時点で既に目標を達成していた場合には、平成18年度の実績値を上回らないことを目標として再設定しました。

燃料種別でみると、施設の電気起源と都市ガス起源、及び公用車の天然ガス起源のCO<sub>2</sub>以外は、基準年度比で削減目標を達成しています。総排出量については目標値には届いていないものの減少が確認されています。

表2 事務及び事業における種別の数値目標の達成状況（t（CO<sub>2</sub>換算））

種別		数値目標	H14 (基準年度)	H21 実績	H22 目標
施設	電気起源 CO <sub>2</sub>	平成14年比で8.8%削減	4,716	4,869	4,301
	灯油起源 CO <sub>2</sub>	平成18年度時点で目標を達成している(64.6%減)ため、それを上回らない	22	0.6	8
	A重油起源 CO <sub>2</sub>	平成18年度時点で目標を達成している(16.9%減)ため、それを上回らない	291	175	241
	LPG起源 CO <sub>2</sub>	平成18年度時点で目標を達成している(36.0%減)ため、それを上回らない	23	21	15
	都市ガス起源 CO <sub>2</sub>	平成14年比で8.8%削減	2,161	2,015	1,971
	合計	上記の数値目標を合算し、平成14年比で9.4%削減	7,213	7,081	6,536
公用車	ガソリン起源 CO <sub>2</sub> ・CH <sub>4</sub> ・ N <sub>2</sub> O	平成18年度時点で目標を達成している(37.3%減)ため、それを上回らない	158	95	99
	軽油起源 CO <sub>2</sub> ・CH <sub>4</sub> ・ N <sub>2</sub> O	平成18年度時点で目標を達成している(75.2%減)ため、それを上回らない	290	41	72
	天然ガス起源 CO <sub>2</sub>	平成18年度時点で目標を達成している(446.4%減)ため、それを上回らない	17	82	92
	冷媒起源 HFC	平成14年比で69台増加	2	3	3
	合計	上記の数値目標を合算し、平成14年比で42.9%削減	467	220	267
総排出量		上記の数値目標を合算し、平成14年比で11.4%削減	7,680	7,301	6,803

注) 目標達成状況の評価対象は、「西東京市地球温暖化対策実行計画(一次計画)」(平成20年3月)における基準施設とする。排出係数の変更により、本表の排出量と第4章の排出量は一致しません。

CO<sub>2</sub>換算：CO<sub>2</sub>の温室効果影響を1とした場合、CO<sub>2</sub>以外の各ガス(CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC)の地球温暖化係数を勘案してCO<sub>2</sub>に換算すること。CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCの地球温暖化係数は、それぞれ21、310、1300。

# 第3章 新しい計画（二次計画）の基本的事項

## 第1節 計画の目的

本計画は、西東京市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を進めることにより、「西東京市環境基本計画」（平成16年3月策定）に掲げる基本方針3の目標「地球温暖化問題への対応」、「省エネルギーの推進」及び「新エネルギーの推進」における市の取組目標を実現することを目的とし、「地球温暖化対策推進法」第20条の3に定められた地方公共団体実行計画として策定します。また、平成17年3月に策定した「西東京市地球温暖化対策実行計画」の第二次実行計画（以下、「二次計画」と呼びます）として策定します。

なお、実行計画策定については、環境省策定の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定マニュアル」に基づいて行います。

## 第2節 計画の期間

本計画の期間は、西東京市地球温暖化対策地域推進計画の目標年度が平成32年度であることを考慮し、また一次計画の目標年度が平成22年度であることから、平成23年度から平成32年度までの10年間とします（図5）。

なお、現段階での計画期間中の増減要因の把握には限界があることから、市の施設計画等の把握状況を踏まえて見直しを行うほか、温室効果ガスの削減状況や政府の京都議定書目標達成計画の改訂等も踏まえ、必要に応じて柔軟に見直し等の対応を行うこととします。

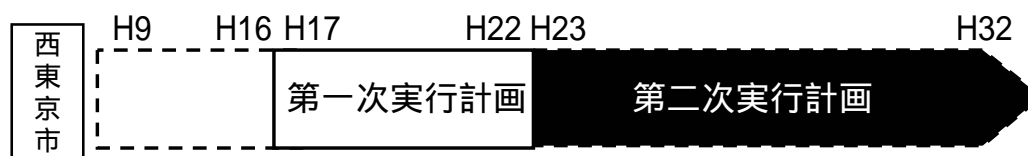


図5 西東京市の第一次実行計画及び第二次実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定マニュアル：地方公共団体は、自らの事務及び事業に係る温室効果ガスの総排出量の算定を行う必要があり、算定の具体的な対象、方法等が示されている。

## 第3節 対象の範囲

本計画の取組対象範囲は、市の行う事務及び事業の全てを原則として対象とします。

本計画策定時点において直営でない事務及び事業(指定管理者制度による外部への委託など)については、原則としては算定対象外としますが、市による排出量抑制に向けた取組が可能なものについては、対象の範囲に含めるとともに、受託者に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請していくものとしします。

また、本計画期間中に直営でなくなった事務及び事業については、原則として温室効果ガスの総排出量の算定に含め、温室効果ガスの排出量の削減を要請します。

---

指定管理者制度：法人その他の団体であって普通地方公共団体が指定するもの。

# 第4章 計画の目標

## 第1節 温室効果ガスの総排出量に関する目標

### 第1項 削減目標の考え方

温室効果ガス総排出量に関する目標は、市の事務及び事業の今後の動向を踏まえて設定します。

ここでは、現状の最新年度である平成 21 年度の排出量に、本計画期間中に想定される事務及び事業の今後の動向によって想定される排出量の増減（以下、この増減量のことを「単純見通し増減量」と呼びます）を加味したものを目標年度の「基準排出量」とします。そして、基準排出量に対して、目標年度までの削減目標及び目標排出量（基準排出量から削減目標を差し引いたもの）を定めます。

なお、目標年度については平成 32 年度とし、評価対象は平成 32 年度の排出量とします。（具体的な数値については、第 4 項に記載しています。）

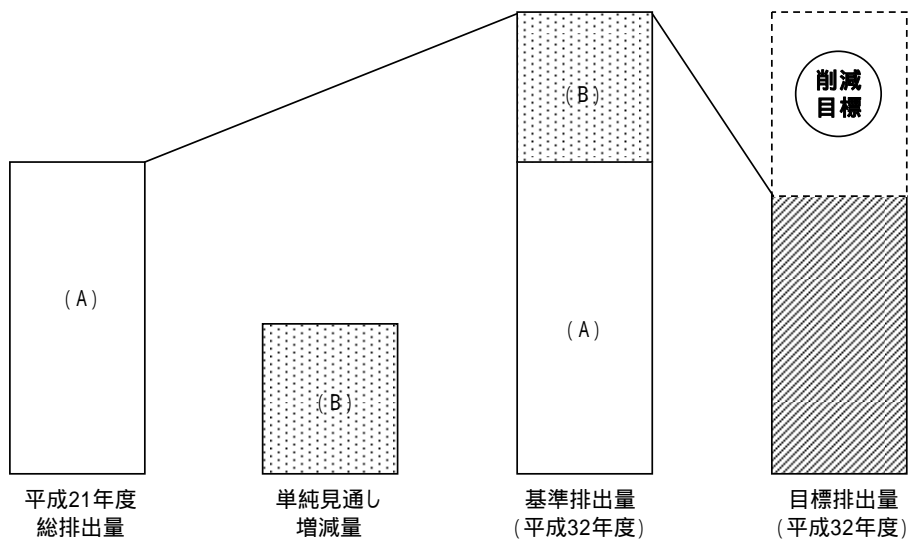


図6 削減目標の考え方

### 第2項 平成 21 年度排出量の再算定

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令は、一次計画策定後に改正（最終改正：平成 22 年 3 月）され、排出係数に変更されています（表3）。この排出係数の変更に基づき、平成 21 年度の排出量を再算定すると、10,631t となります。

表3 一次計画及び二次計画における排出係数

一次計画

算定区分（活動量項目）	固有単位	燃料の発熱量		単位発熱量あたり		固有単位あたり		
		単位発熱量	単位	排出係数	単位	排出係数	単位	
燃料使用量	ガソリン	L	34.6	MJ/L	0.067	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
	灯油	L	36.7	MJ/L	0.068	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
	軽油	L	38.2	MJ/L	0.069	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.62	kg-CO <sub>2</sub> /L
	A重油	L	39.1	MJ/L	0.069	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
	液化石油ガス（LPG）	kg	50.2	MJ/kg	0.060	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
	都市ガス	m <sup>3</sup>	41.1	MJ/m <sup>3</sup>	0.048	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	1.96	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
電気使用量	kWh						0.378	kg-CO <sub>2</sub> /kWh

算定区分（活動量項目）				単位	排出係数	単位	排出係数	単位
自動車の走行量	ガソリン車	貨物	普通貨物車	km	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000039	kgN <sub>2</sub> O/km
			小型貨物車	km	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000027	kgN <sub>2</sub> O/km
			軽貨物車	km	0.000011	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000023	kgN <sub>2</sub> O/km
			特殊用途車	km	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000038	kgN <sub>2</sub> O/km
	乗合	バス	km	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000044	kgN <sub>2</sub> O/km	
		乗用	普通小型車	km	0.000011	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000030	kgN <sub>2</sub> O/km
	軽自動車		km	0.000011	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000022	kgN <sub>2</sub> O/km	
	軽油車	貨物	普通貨物車	km	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
			小型貨物車	km	0.000008	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
			特殊用途車	km	0.000013	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
		乗合	バス	km	0.000017	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
	乗用	普通小型車	km	0.000002	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000007	kgN <sub>2</sub> O/km	

二次計画

算定区分（活動量項目）	固有単位	燃料の発熱量		単位発熱量あたり		固有単位あたり		
		単位発熱量	単位	排出係数	単位	排出係数	単位	
燃料使用量	ガソリン	L	34.6	MJ/L	0.067	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
	灯油	L	36.7	MJ/L	0.068	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
	軽油	L	37.7	MJ/L	0.069	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /L
	A重油	L	39.1	MJ/L	0.069	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
	液化石油ガス（LPG）	kg	50.8	MJ/kg	0.059	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
	都市ガス	m <sup>3</sup>	45.0	MJ/m <sup>3</sup>	0.050	kg-CO <sub>2</sub> /MJ	2.24	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>
電気使用量	kWh						0.418	kg-CO <sub>2</sub> /kWh

算定区分（活動量項目）				単位	排出係数	単位	排出係数	単位
自動車の走行量	ガソリン車	貨物	普通貨物車	km	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000039	kgN <sub>2</sub> O/km
			小型貨物車	km	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000026	kgN <sub>2</sub> O/km
			軽貨物車	km	0.000011	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000022	kgN <sub>2</sub> O/km
			特殊用途車	km	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000035	kgN <sub>2</sub> O/km
	乗合	バス	km	0.000035	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000041	kgN <sub>2</sub> O/km	
		乗用	普通小型車	km	0.000010	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000029	kgN <sub>2</sub> O/km
	軽自動車		km	0.000010	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000022	kgN <sub>2</sub> O/km	
	軽油車	貨物	普通貨物車	km	0.000015	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000014	kgN <sub>2</sub> O/km
			小型貨物車	km	0.000008	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000009	kgN <sub>2</sub> O/km
			特殊用途車	km	0.000013	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
		乗合	バス	km	0.000017	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000025	kgN <sub>2</sub> O/km
	乗用	普通小型車	km	0.000002	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000007	kgN <sub>2</sub> O/km	

注）表内網掛け部分は、排出係数等の変更箇所を示す。

表内の「単位発熱量」は、固有単位あたりのエネルギーの単位を示す。

### 第3項 単純見通し増減量の推計

単純見通しとは、現況以上の温暖化対策を行わない場合の温室効果ガス排出量の増減見通しのことであり、施設の新設や廃止、改築などが含まれます。

市では、平成16年3月に策定した「西東京市基本構想・基本計画」や平成21年3月に改定した「西東京市環境基本計画」等に基づき、施設の新改築やインフラ整備、環境に関する政策等を計画的に実施しています。

現時点で把握されていて、温室効果ガス排出量の増減に係るものは、以下に示すとおりです。

- ・ 消防団詰所3施設の建替え【危機管理室】
- ・ 障害者総合支援センターの新設【福祉部】
- ・ 下保谷福祉会館の建替え【福祉部・子育て支援部】
- ・ そよかぜ保育園の新設(ひばりが丘児童センター・田無乳児保育園との複合施設化)【子育て支援部】
- ・ すみよし保育園の建替え【子育て支援部】
- ・ 総合体育館の改修(第一体育館に空調設備を設置)【生活文化スポーツ部】
- ・ 中学校給食化への対応【教育部】
- ・ 東伏見学童クラブの移設【子育て支援部】

これらを踏まえた温室効果ガス排出量の単純見通し増減量の合計は、約519tの増加と推計されます。

### 第4項 基準排出量及び削減目標

平成21年度の排出量は10,631tであり、これに本計画期間中の単純見通し増減量の推計値519tを加えた11,151tを基準排出量とします(表4及び図7)。

本計画の削減目標は、市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、評価対象である平成32年度の排出量において、基準排出量11,151tから4%削減することとし、また、目標排出量は10,705tとします。

第二次実行計画における基準施設の計画目標

平成32年度の基準排出量から4%削減

市では、ソフト面の取組の更なる強化によるエネルギー使用量の削減を徹底するとともに、設備改修などがあつた場合は可能な範囲で技術的削減対策を実施し、削減目標の達成を目指します。本計画では、4%の排出量削減を達成するために、エネルギー使用量の大きな施設等を対象とした重点的な取組による排出量削減と、全施設における共通的な取組による排出量削減について、それぞれ数値目標を設定し、これに基づき、次頁の表4のとおり、



施設・車両の排出量及び総排出量の目標値を設定しています。

表4 本計画における施設・車両の排出量及び総排出量の削減目標 (t-CO<sub>2</sub>)

施設・車両別	基準 排出量 +	H21 排出量	単純見 通し 増減量	削減目標			目標 排出量
				削減目標 +	重点的な 取組による 削減量	共通的な 取組による 削減量	
施設	10,920	10,401	519	446 (- 4.0%)	212 (- 1.9%)	220. (- 2.0%)	10,488
車両関係	230	230	0		10 (- 4.1%)	5 (- 2.0%)	216
合計	11,151	10,631	519	-	221 (- 2.0%)	225 (- 2.0%)	10,705

注1) 端数処理により、数値の加除が一致しない場合がある。

注2) 表中 ( ) 内は構成率を示す。

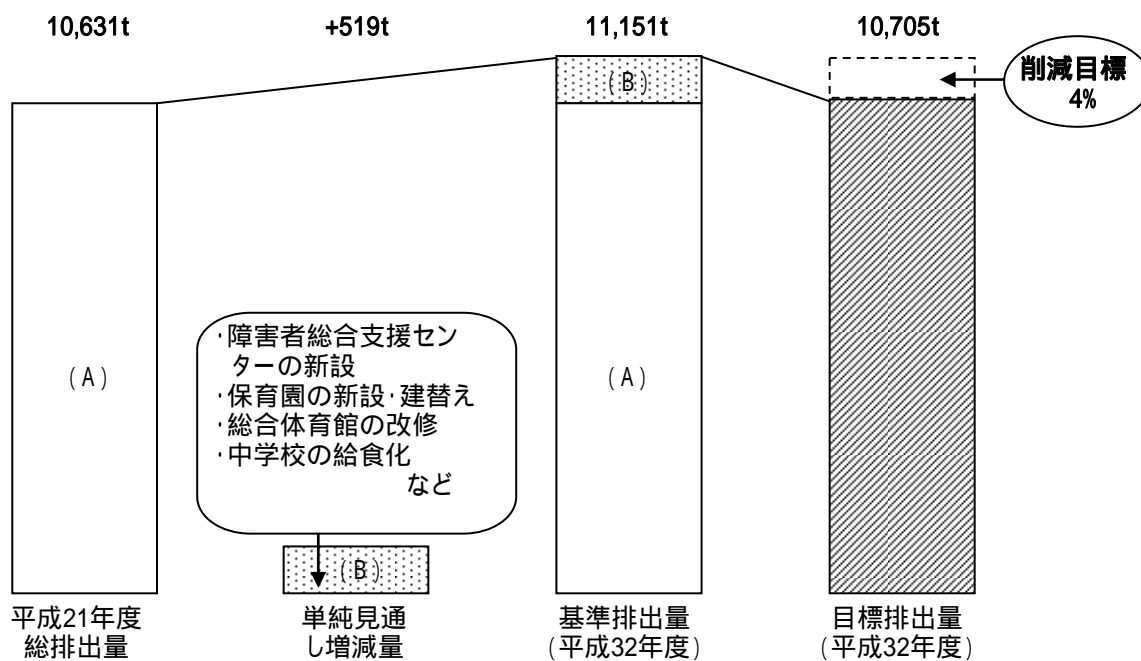


図7 現況排出量、単純見通し増減量、基準排出量、目標排出量、削減目標の考え方

# 第5章 取組の体系

西東京市では、環境マネジメントシステム などに基づき、以下に示すような取組を継続的に実施しています。 は重点的に推進する取組を示しています。

## 第1節 省エネルギー対策の推進

### (1) 室温の適正管理

執務室の室温は、温度計等で確認しながら夏季は 28 以上、冬季は 22 以下にする。電気室、重要機能室等は、冷却対象の設備機器の正常運転に適した温度設定とし、過剰冷房を防止する。

空調機器のフィルターをこまめに清掃するとともに、施設用途に応じた頻度で定期的に交換する。

外気温や日射等、気候条件を考慮した必要最小限の運転を行う。

過剰な冷暖房、不具合、性能劣化等によるエネルギー損失を防止するため、適切な機器の計測・制御及び定期的な点検を行う。

夏季は窓を開けるなど外気の導入や換気を励行し、冬季は庁舎、執務室の出入り口を開放したままにしないことにより室温を調整する。

カーテンやブラインド等を有効に活用して室温を調整する。

使用していない部屋の空調停止を徹底する。

新しい冷暖房機・ボイラー等を購入する際は、運転効率の高い機器を導入する。

日射のある場所の窓ガラスは、日射調整フィルムや熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用し、太陽熱の断熱化を検討する。

夏季における軽装、冬季における重ね着等の服装の工夫によって、冷暖房の使用を抑制する。

### (2) 照明器具の適正な選定・使用・管理

照明は、市民対応窓口を除き、勤務時間前や昼休みの消灯を徹底する。時間外勤務時、休日出勤時は、不要な箇所の消灯を徹底する。

会議室、廊下、給湯室、トイレ等の不要時の消灯を徹底する。

各職場の最終退出者は、消灯を確認する。

---

環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS: Environmental Management System)という。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 がある。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがある。西東京市においても「エコアクション 21」に基づき、環境方針を定め、環境負荷の低減及び環境保全事業に取り組んでいる。

日中、自然光が確保できる場所は消灯又は間引き消灯を行い、利用場所の明るさに応じて照明を利用する。

照明器具をこまめに清掃し、定期的に交換する。

白熱球は、消費電力のより少ない省エネルギー型照明器具に転換する。

### (3) パソコン、プリンター、電化製品、電気設備等の適正な選定・使用・管理

昼休み時や会議時など、長時間使用しないときは主電源を切る。

年末、年始等長期間使用しないときは、待機電力節減のためコンセントから電源を抜く。(情報推進課が設置した通信機器、稼働させる必要があるサーバ、FAX等は除外)

各職場の最終退出者は、電源が切られていることを確認する。

印刷ミス、ミスコピーに注意する。

コピー機等は使用後省電力モードに切り替える。

電化製品は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるよう努める。

電化製品を新規購入又は設置する場合は、消費電力のより少ない省エネルギー型にする。

受配電設備は、より電力損失の少ない高効率変圧器の採用を検討する。

### (4) エレベーターの使用・管理

階段の利用に努め(3up 4down)、エレベーター利用を抑制する。

時間外勤務時や休日等、利用者の少ない時間帯は運転台数を抑制する。

### (5) 給湯器の使用・管理

温水の温度を適切に設定する。

夏季の湯沸かし器の使用停止を行う。

### (6) 業務の効率化

水曜日のノー残業デーにより、定時退庁に努める。

業務の効率化を図り、時間外勤務や休日出勤を削減する。

### (7) 公用車の適正な選定・使用・管理

公共交通機関への利用転換、相乗りの励行、近距離の場合の徒歩又は自転車の使用等により、公用車使用を抑制する。

走行ルート合理化、用務の調整などにより燃料使用を抑制する。

アイドリングストップを徹底する。

急発進、急加速をしない。空ぶかしをしない。

安全上問題がない範囲で、経済速度(一般道路 40km/h 高速道路 80km/h)を念頭に、速度にムラのない運行を行う。

低公害車、低燃費車を優先的に利用する。

カーエアコンは、安全上問題がない範囲で使用を控え、使用する際は、温度や風量をこまめに調整し、適切な温度設定を行う。

過剰な暖機運転を行わない。

タイヤの空気圧を定期的に点検し、メーカー指定の適正值を保つことで燃料使用を抑制する。

オイル交換等を適切に行い、燃料使用を抑制する。  
環境に配慮したタイヤへの更新に努める。

## 第2節 特定フロン の排出量削減

ルームエアコンや冷蔵庫等の家電製品や庁有車を廃棄した際には、フロン類を回収し、適切に処理したことを確認する。

ハロン類（フッ化炭素類）消火設備の更新・廃止に当たっては、ハロン類（フッ化炭素類）を適切に処理したことを確認する。

出先施設等において、特定フロン類（CFC等）を冷媒として使用している空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適切な管理を行い、冷媒等の漏洩等の防止に努める。

## 第3節 省資源・リサイクルの推進

### （1）水道使用量の削減

手洗い、洗車時、植栽への水やり等における節水を徹底する。

庁舎・施設等利用者に対して、トイレや湯沸し室に節水についての掲示をするなどして協力をよびかける。

水道バルブの調整により、水量、水圧を調整する。

水道使用量を定期的に点検し、漏水を早期発見する。

施設規模、用途等に応じて、節水コマ、感知式の洗浄弁、自動水栓、流水音発生装置等を活用して節水に努める。

プールの水位調整を安全上問題がない範囲で必要最低限にとどめる。

### （2）紙類の使用・管理

庁内向けに周知する冊子は、庁内ネットワークに掲載し、必要最小限とする。

市民向けに周知する冊子は、市の公式ウェブサイトに掲載し、印刷部数は必要最小限にとどめるよう努める。

会議、研修の開催通知、参加申込受付等は、庁内メールを活用し、極力印刷を行わない。

庁内ネットワーク上の情報は、極力印刷しない。

両面・縮小印刷や可能な限り裏紙を使用することにより、印刷枚数を抑制する。

冊子等を作成する際は、内容を吟味し、極力ページ数を少なくする。

データ用確認用の帳票は、必要性を十分に考慮し、無駄のないように印刷する。

事務の見直しを行い、紙類を使用した事務作業を抑制する。

紙類で保管する文書等は、共有化により保管部数を削減する。

---

特定フロン：塩素、フッ素、炭素からなるフロン。成層圏で紫外線により分解され発生した塩素がオゾン層を破壊するため「特定フロン（CFC：Chloro Fluoro Carbon）」と呼ばれている。一方、水素、塩素、フッ素、炭素からなるフロンを「代替フロン（HCFC：Hydrogenerated Chloro Fluoro Carbon）」と呼ばれ、水素を含んでいるためCFCに比べオゾン層破壊の危険は少ないとされているが、強力な温室効果ガスである。HCFCについては、生産量・消費量を2015年の水準を上回らないよう規制し、消費量については2040年に全廃することとされている。

起案を行う際は、西東京市文書管理システム電子決裁処理基準の範囲内で電子決裁を行う。

### (3) 廃棄物の減量

使用頻度が低い物品、機材等は、極力共有化する。

事務用品は、在庫管理を徹底し、必要に応じて購入する。購入する際は、使用予定を十分検討し、適正な量を購入する。

文房具は、極力共有化する。

消耗部品の詰め替えや修理等によって、製品を長期間使用する。

物品の購入、昼食時の買い物時は、袋を持参するなどして、レジ袋を受け取らないように努める。

不要な物品が発生した場合は、庁内ネットワークを利用して、他の部署に譲るなどし、安易に廃棄しないように努める。

廃棄物と資源物の分別を徹底する。

生ごみの水切りを徹底し、ごみの含水量を減らす。

マイ箸、マイボトルを持参する。

### (4) 廃棄物の再利用・再資源化

文書廃棄の際は、使用可能なクリップ等を外し再利用する。

使用済み封筒は、庁内交換使用封筒として再利用する。

フラットファイルなどは、ラベルを張り替えて繰り返して利用する。

プリンターのカートリッジ等の消耗部品の回収・リサイクルが容易な製品を優先的に購入する。

缶、ビン、ペットボトル、雑誌、新聞等の廃棄の場合は、その分別を行う。

## 第4節 環境負荷の低減に資する物品等の調達

物品の調達、印刷物の発注の際には、西東京市グリーン購入 基準を事前に確認してから調達等を行う。

---

グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境負荷の少ないものを優先的に購入すること。

# 第6章 計画の推進と点検・評価及び 計画の見直し

## 第1節 計画の推進と点検・評価

### 第1項 推進体制

本計画を推進・点検するための体制については、平成20年3月に策定された西東京市環境マネジメントシステム（西東京市EMS）の環境管理体制を準用します。また、行政内における環境問題への取組の推進、各課の環境保全に係る施策の調整、及び積極的な施策の推進を実施します。

推進体制は、図8に示すとおりです。環境経営本部は、副市長をトップとして、庁内の横断的な環境保全施策の調整及び進捗管理を行い、環境管理統括責任者である市長に報告します。市長は計画の見直しなど、施策を統括します。なお、計画対象外施設については、その施設を所管する部及び課において実行計画の推進・点検を行うものとしします。

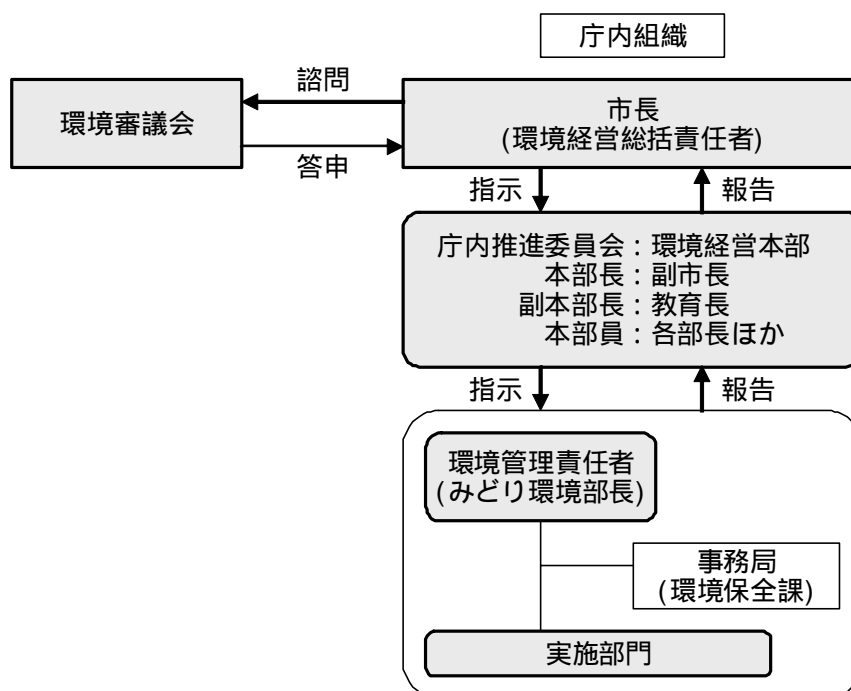


図8 推進体制

## 第2項 点検・評価体制

本計画の実効性を高めるための進行管理の取組については、全庁的に構築された西東京市 EMS を基に進めることとし、各課及び各施設の事務及び事業における環境負荷及び温室効果ガス排出量の低減を図っています。

西東京市 EMS の取組のフローは図9に示すとおりであり、環境活動計画の策定(P:Plan)と、これに基づく活動の実施(D:Do)及び点検・評価(C:Check)見直し(A:Action)のサイクルを進めます。

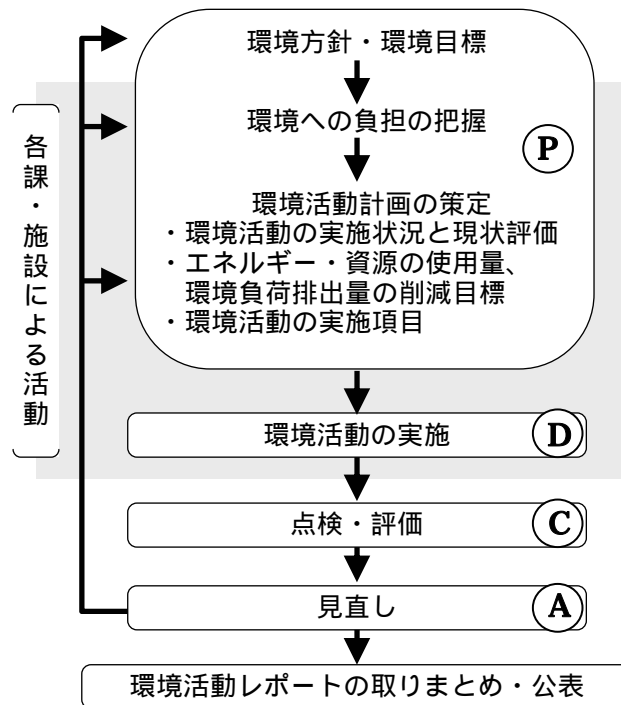


図9 推進体制に基づく取組のフロー

## 第3項 点検・評価結果の公表

本計画の進行管理にあたり、温室効果ガス排出量を環境年次報告書に掲載し、市のホームページでも公表します。

## 第2節 職員に対する研修等

本計画の取組を確実にを行うため、西東京市 EMS を基に、市職員への普及啓発や市民、事業者、委託業者等への協力要請を進めています。

職員に対しては、「西東京市 EMS に係る研修の実施」や「環境関連情報の提供」を実施するとともに、市有施設等の利用者に対しては「施設の利用に当たっての省エネ・省資源行動の促進」を、教育施設を利用する児童等に対しては「環境教育・学習の推進」を進めるなど、取組の実施について積極的に推進します。